

現代を生きる “管理職” として絶対に知っておきたい、 「職場で必要な労働法知識」

対象：管理職（現業・非現業問わず）、人事部門担当者（社内啓発・教育担当）

平成も終わりを迎えようとしている今日この頃、時代は“あの頃”とは大きく変わりました。

<あの頃>

- 「休まず働くことが良い社員の条件だ」
- 「上司が帰るまで残ってるのが良い部下だ」
- 「残業時間数は自己申告でよろしく」
- 「宴席で女の子は偉い人の隣に座るように」

<現代>

- 「年休は必ず5日取得すること」
- 「無駄な残業をせずにすぐに退社すること」
- 「タイムカードと乖離無く正確に申告すること」
- 「性別年齢関係なく、配席を決めること」



- ・ **知らず知らずのうちにハラスメントの加害者として訴えられる！**
- ・ **労働基準法に違反し、労働基準局の指摘を受ける** 等の事例が発生しています！

人事部門での業務経験の無い管理者の方こそ、労働法の基礎を抑えておく必要のある時代です。

日時	2019年2月14日（木）10:00-16:30	定員	30名（先着順）
場所	名古屋商工会議所ビル3階「第4会議室」 (名古屋市営地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」駅5番出口より徒歩5分)		
参加費	愛知・岐阜・三重県経営者協会会員 : 10,000円 非会員・その他 : 15,000円 ※いずれも消費税込		
講師	都築法律事務所 弁護士 都築 真琴 氏 (愛知県弁護士会所属)		備考 ・昼食は各自でお取りください
内容 (予定)	1. 労働法とは <ul style="list-style-type: none"> ・労働3法 ・その他労働法 2. 昨今話題となっているテーマ <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間管理（サービス残業、休憩時間の業務、36協定未締結） ・年休 ・解雇、退職 3. 法令違反しないためには <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント ・メンタルヘルス など ・各事例における対応策 ・事前予防するために、管理者として心がけるべきこと 		

お申込みは **愛知県経営者協会HP（「aikeikyo」で検索！）** から
詳細は裏面へ→

お申込み方法等

1. 申込み方法

① 愛知県経営者協会HPからお申込み

「aikeikyo」で検索（TOP→「セミナーのご案内」）

② FAXによるお申込み

下記「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ**052-221-1935**にお送りください。

2. 参加費振込先

三菱UFJ銀行 鶴舞支店 （普）0587192 「愛知県経営者協会」

※当日、現金でのお支払いをご希望の場合は、その旨お知らせください。

※お申込み受付後、請求書をお送りします。

3. 注意事項

①申込みをキャンセルされる場合は、2019年2月7日（木）までにお願いします。

※2月8日（金）以降のキャンセルは、参加費を申し受けますのでご了承下さい。

②参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。

③この申込書でご提供いただいた個人情報、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

4. 問い合わせ先

愛知県経営者協会 会員サービス部 (052)-221-1931

参加申込書

セミナー名	職場で必要な労働法基礎知識			
所属経営者協会	愛知経協 ()	三重経協 ()	岐阜経協 ()	非会員・その他 ()
会社名				
住所	(〒 -)			
電話番号	() -			
請求書	必要 ()		不要 ()	
ご担当者 (請求書送付先)	部署	役職	氏名	
受講者①	部署	役職	氏名	
受講者②	部署	役職	氏名	
受講者③	部署	役職	氏名	